



今月号では、地域包括支援センターの紹介をさせていただきます。

“今、全国の市町村では「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています!!”

日本では、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。65歳以上の人口は現在3,500万人を超え、2042年に約3,900万人でピークを迎えますが、その後も75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。

このような状況の中、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。このため、厚生労働省においては、2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進しています。(厚生労働省HPより)

フレイルチェック参加者募集

「フレイル」とは、年を重ねて心身の活力が低下しつつある状態のことを表します。

コロナ禍で活動機会が減ってしまい、「最近身体が弱くなった気がするな」等自身の健康に関心のある方はフレイルチェック会に参加してみませんか。参加ご希望の方は、お電話等でお申込みください。

日時 5月26日(木) 9:30~11:30
場所 中央公民館 3階 大会議室
対象者 おおむね65歳以上の方
申込先 地域包括支援センター
☎27-1158

ローズカフェ事業

お話をしたり脳トレをしたり…どなたでも参加いただけます!

ローズカフェ

場所 ばらの里 運動室(入館料不要)
日時 5月26日(木)
13:30~15:00
☎27-7774

てらカフェ

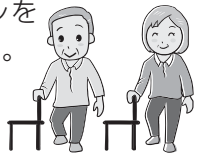
場所 正覚寺(北一色674-2)
日時 5月23日(月)
9:30~11:30
☎27-2446

グラスiasカフェ

場所 いろどり(神戸204-5)
日時 5月7日(土)
9:30~11:00
☎51-4847

活き生きライフサポートくらぶII

ちょっとした体操や脳トレを行いますか。



日時 5月5日(木・祝)、12日(木)、19日(木)
13:30~15:00
場所 介護予防施設 ばらの里
(※別途入館料が必要です)
☎27-7774

こんなことでお困りのことはありませんか。1人で悩まずお気軽にご相談ください。

各相談窓口は役場健康福祉課内にあります。

地域包括支援センター

☎27-1158

- ★介護や健康のこと：
介護保険の申請をしたい、身体機能に不安があるなど
- ★権利を守ること：
悪質な訪問販売の被害にあった、虐待にあっている人がいるなど
- ★さまざまな相談ごと：
近所の1人暮らしの高齢者が心配など

基幹相談支援センター

☎27-0175

- ★身体障がい・知的障がい・精神障がいの総合相談窓口です
- ★どんなサービスが使えるの
- ★子どもの将来が心配

成年後見支援センター

☎27-0175

- ★契約や財産に関すること
- ★将来に関すること：
障がいのある息子の生活が心配
- ★制度利用に関すること：
成年後見制度について詳しく知りたい

地域包括支援センターとは…

地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置するものです。神戸町では健康福祉課に設置しています。

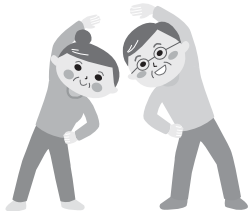
●神戸町地域包括支援センターでは

安八郡では安八郡広域連合からの委託により、各町に地域包括支援センターを設置しています。神戸町地域包括支援センターでは、神戸町に住んでいる65歳以上の高齢者、またはその方の支援に携わっている方を地域でサポートしていきます。

主に4つの業務を行っています。

1 介護や健康の事 (介護予防ケアマネジメント)

- ・保健センターと連携し、介護予防教室を行っています。また、フレイルサポーターさんを中心としたフレイル予防活動として、各地区の公民館等でフレイルチェックを行っています。



医療や福祉等
関係機関と
連携を図ります。

地域包括
支援センター

疑問・悩みを
相談して
ください!

2 様々な相談 (総合相談)

- ・介護が必要な状態になっても、適切なサービスを利用してできるようにサポートします。
- ・介護認定に関わらず、高齢者の各種相談に幅広く対応するため、必要な制度や関係機関を紹介します。



3 権利を守ること (権利擁護)

- ・認知症になっても安心して地域で暮らしていけるまちづくりとして、カフェ活動、居場所づくり、認知症サポーターの育成など認知症の正しい理解の普及に取り組みます。
- ・認知症などにより判断能力が低下したときに、金銭的なトラブル等を防ぎ、適切な制度を利用できるように、権利擁護の相談を受け付けます。



4 暮らしやすい地域のために (包括的・継続的ケアマネジメント)

- ・地域で働くケアマネジャーさんを支援します。
- ・要支援1・2の介護認定を受けた方に対して、ケアプランを作成します。
- ・町内の医療機関や介護関係事業所と連携を図り、介護保険サービス利用者の生活をサポートしています。



離れて暮らす高齢の家族について相談したい場合は、支援対象者となる家族が住んでいる地域の地域包括支援センターに問い合わせましょう。

高齢者自身からの相談はもちろん、その高齢者について気になることがあれば、ご家族や友人、近所の方からの相談も受け付けています。ご本人が、他人に頼ることは迷惑をかけることと考え、多少困ったことがあっても相談しないケースもあります。ご家族やご近所の方の気づきや相談は、重症化を防ぐ重要な役割を果たしています。

その場ですぐに解決ができないケースの場合にも、必要な公的制度や民間のサービスを検討しながら一緒に解決方法を探していきます。まずはご相談ください。

